



厚生労働省奈良労働局発表
平成27年8月24日

担
当

奈良労働局労働基準部健康安全課
課長 直野 泰知
課長補佐 鯨本 琢吾
電話 0742-32-0205

安全で健康に働ける職場づくりに向けた取組を加速 ～労働災害を繰り返す企業への指導強化、 安全衛生優良企業の重点周知啓発キャンペーンを実施～

厚生労働省奈良労働局（局長 吉野彰一）では、本日、労働基準監督署長会議を行い、平成27年度後半に向けて下記を実施することを決定しました。

安全で健康に働ける職場づくりに向けた平成27年度後半の取組

1. 労働災害を繰り返す企業に対する指導強化

労働災害を繰り返す企業に対しては、労働局から要請を行うなど、事業者の意識啓発に向けた対応を行います。

2. 改正労働安全衛生法の施行を控えた周知啓発

改正労働安全衛生法（平成26年6月公布）に規定された下記事項について、県内事業者に対する周知啓発を行います。

（1）ストレスチェック制度の義務化（平成27年12月1日施行）

施行前後の11月から12月にかけて、説明会を開催します。

（2）化学物質のリスクアセスメントの義務化（平成28年6月1日施行）

化学物質を取り扱う県内事業者に対して、改正内容の周知を兼ねた通信調査を行い、化学物質の管理状況について点検を行います。併せて、化学物質による負傷や疾病の防止を啓発します。

3. 安全衛生優良企業重点周知啓発キャンペーンの実施

9月1日～11月30日を「安全衛生優良企業重点周知啓発キャンペーン」期間として、県内企業に安全衛生優良企業公表制度の周知を行い、県内の安全衛生水準の向上を図ります。特に、9月には、労働局幹部が県内主要団体、企業に対して直接要請を行います。

県内主要団体に対する要請

9月2日（水）10:00～

奈良経済産業協会

上記以降も順次要請を実施

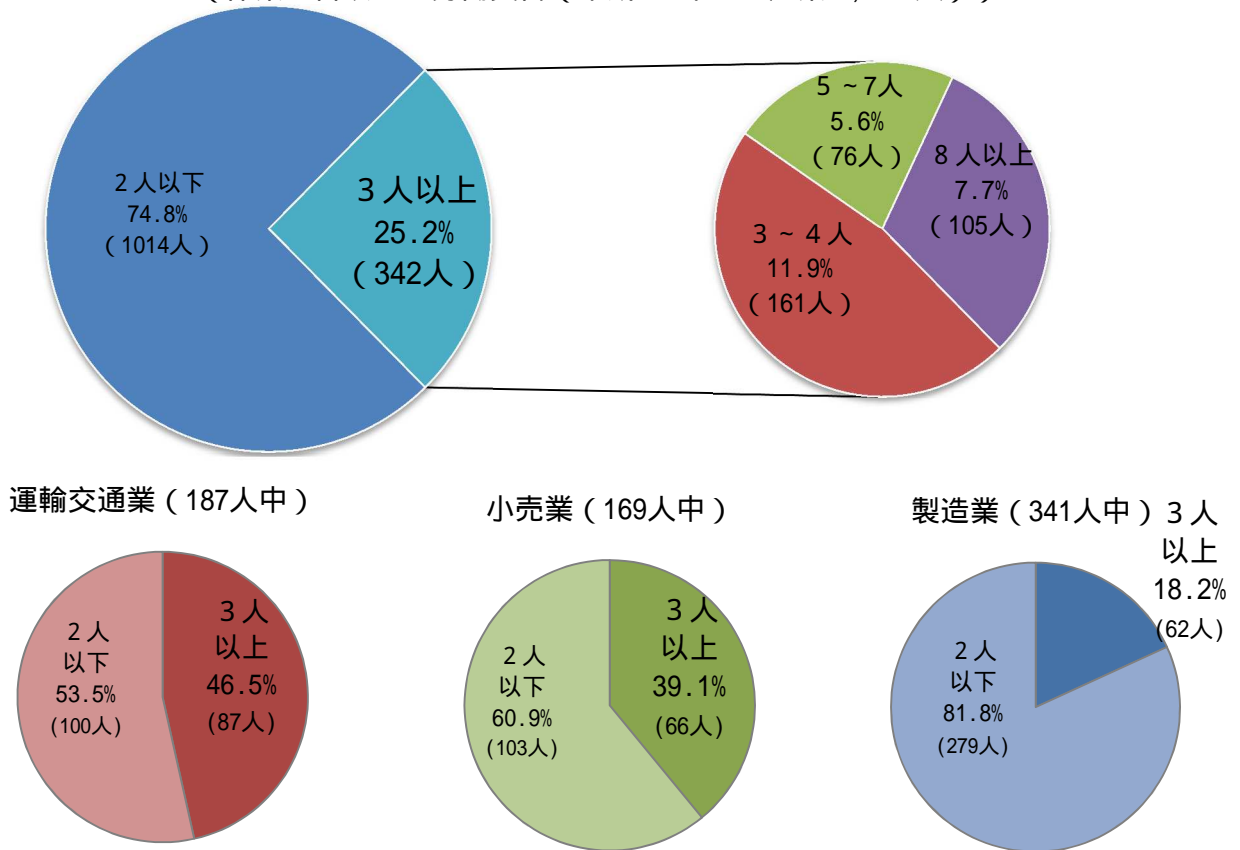
1. 労働災害を繰り返す企業に対する指導強化

(1) 背景

平成26年に発生した休業4日以上労働災害(1,356人)の中で、1年間に奈良県内において3人以上労働災害が発生した企業に所属する被災者のみを抽出すると、のべ342人となり、全労働災害の約25.2%を占めます。

業種別には、運輸交通業が46.5%、小売業が39.1%、製造業が18.2%となっており、特にこれらの業種において労働災害を繰り返す企業への対応が急務となっています。

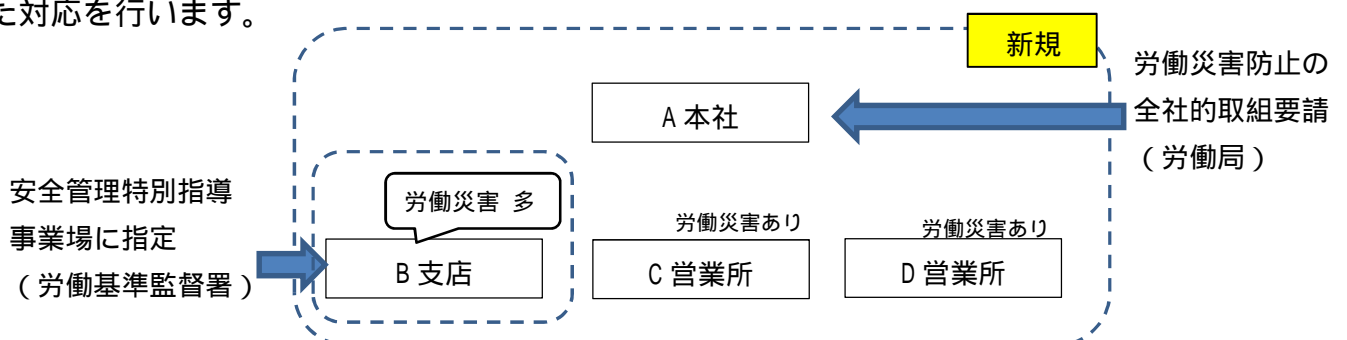
企業別労働災害被災者数からみた労働災害発生状況
(休業4日以上労働災害(平成26年:全産業1,356人))



(2) 対策

労働災害を繰り返す事業場に対しては、従前から、労働基準監督署長が「安全管理特別指導事業場」に選定して1年間継続的に指導を行っています。

同一企業内の複数の事業場で労働災害を繰り返す企業に対しては、全社的な改善意識を促す観点から、今後は、上記に加え、労働災害を繰り返す企業の経営者等に対し、労働局幹部から労働災害の再発防止に向けた全社的な取組の要請を行うなど、事業者の意識啓発に向けた対応を行います。



2. 改正労働安全衛生法の施行を控えた周知啓発

(1) 背景

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を目的として、医師、保健師等によるストレスチェックが事業者の義務となります。施行日は平成27年12月1日となっており、施行後1年以内に、1回目のストレスチェックを労働者に対して適正に実施していただく必要があります。労働者数50人未満の事業場は当面の間努力義務

また、化学物質による労働災害や健康障害を防止するため、一定の危険・有害な化学物質については、労働者に危険を及ぼし、又は健康障害を生ずるおそれ(リスク)の見積りが平成28年6月1日から事業者には義務付けられます。

(2) 対策

ストレスチェック制度については、施行前後の11月から12月にかけて、制度の周知啓発を目的とした説明会を開催します。

また、化学物質を取り扱う県内事業者に対して、改正内容の周知を兼ねた通信調査を行い、化学物質の管理状況について点検を行います。併せて、化学物質による負傷や疾病の防止を啓発します。

3. 安全衛生優良企業公表制度の広報

(1) 背景

平成27年6月から、安全衛生の水準が優良な企業を公表する制度が開始されました。本制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業の社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を行っていただくためのものであり、平成27年7月31日時点での認定件数は、全国で2件となっています。

(2) 対策

9月1日～11月30日を「安全衛生優良企業重点周知啓発キャンペーン」期間として、県内企業に安全衛生優良企業公表制度の周知を行い、県内の安全衛生水準の向上を図ります。

特に、9月には、労働局幹部が県内主要団体、企業に対して直接要請を行います。

県内主要団体に対する要請

9月2日(水)10:00～

奈良経済産業協会

上記以降も順次要請を実施